

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

森永製菓株式会社（証券コード: 2201）

【据置】

長期発行体格付	A
格付の見通し	安定的
債券格付	A

■格付事由

- 明治32年（1899年）創業の大手菓子メーカー。「ハイチュウ」、「チョコボール」「inゼリー」「チョコモナカジャンボ」など強い独自のロングセラーブランドを有している。海外展開にも積極的に取り組んでいる。米国では「HI-CHEW」の販売が好調であり、27年の稼働を目指して米国第二工場の新設に着手している。この他にも中国、台湾、タイに拠点を有している。
- 安定的な業績推移が見込まれる。国内事業では価格改定による販売数量へのマイナス影響は限定的であり、収益力は回復している。原材料価格の動向に不透明感が残るものの、強いブランド力のある製品を複数有していることもあり、底堅い利益を確保可能と考えられる。米国事業は業容拡大が続いている。人件費などのコストアップはあるものの、値上げにより収益性を維持できている。良好な財務構成は維持可能と考えられる。以上をふまえ、格付を据え置き、見通しを安定的とした。
- 25/3期の営業利益は205億円（前期比1.1%増）の計画である。原材料価格の高騰はあるものの、増収及び価格改定効果によりおおむね前期並みの利益を見込んでいる。カカオ価格の動向には留意が必要であるが、当社製品のブランド力を踏まえれば、販売数量が大きく落ち込む可能性は低いと考えられる。近年では米国事業の伸長が続いており、同事業の利益貢献が高まっている。今後も「HI-CHEW」の拡販に加え、ゼリー飲料「Chargel」の市場創造により更なる成長に結びつけることができるか注目していく。
- 24/3期末の自己資本比率58.7%、実質無借金を維持するなど財務構成は良好である。27/3期までの中期経営計画期間中に米国第二工場建設など高水準の設備投資が計画されている。ただ、投資額はおおむね営業キャッシュフローの範囲内と想定され、引き続き、良好な財務基盤は維持されると考えられる。

（担当）井上 肇・三浦 麻理子

■格付対象

発行体：森永製菓株式会社

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	A	安定的

対象	発行額	発行日	償還期日	利率	格付
第15回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）	90億円	2022年12月8日	2027年12月8日	0.490%	A

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2024年8月26日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：殿村 成信
主任格付アナリスト：井上 肇
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2024年2月1日)、「食品」(2021年6月1日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 森永製菓株式会社
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル